

配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に应ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに应じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

- (1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。
- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況